

平成26年 No.37

○東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

改正理由

①人材確保の観点から再任に関する事項を改正し（国際教育センター外国人児童生徒教育部門），②任期付教員の配置が必要となくなった事項について削除を行うため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年 7 月23日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年 7 月24日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成26年規程第32号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：①人材確保の観点から再任に関する事項を改正し（国際教育センター外国人児童生徒教育部門）、②任期付教員の配置が必要となくなった事項について削除を行うため、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
（趣旨） 第1条 大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、東京学芸大学における教員の任期に関する規程を定める。 （任期を定めて雇用する教員の職等） 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 （略）					（趣旨） 第1条 大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、東京学芸大学における教員の任期に関する規程を定める。 （任期を定めて雇用する教員の職等） 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 （略）				
別表					別表				
教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
国際教育センター 外国人児童生徒教育部門	教授，准教授	5年	<u>1回に限り再任可</u>	法第4条第1項第1号	国際教育センター 外国人児童生徒教育部門	教授，准教授	5年	<u>再任不可</u>	法第4条第1項第1号
					<u>教員養成教育の評価等に関する調査研究担当</u>	<u>教授，准教授，講師</u>	<u>4年</u>	<u>再任不可</u>	<u>法第4条第1項第3号</u>
					<u>教員養成質保証等に関する国際共同研究</u>	<u>准教授，講師</u>	<u>4年</u>	<u>再任不可</u>	<u>法第4条第1項第3号</u>
国際算数数学授業改善プロジェクト	教授，准教授，講師，助教	3年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号	国際算数数学授業改善プロジェクト	教授，准教授，講師，助教	3年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号
<u>附 則</u> <u>この規程は、平成26年7月24日から施行する。</u>									